



# 茨城県報

第 2 0 1 5 号

平成20年 9 月25日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) .....	1
指定居宅サービス事業者の廃止 (2件) (長寿福祉課) .....	2
指定居宅介護支援事業者の廃止 (長寿福祉課) .....	2
指定介護予防サービス事業者の廃止 (2件) (長寿福祉課) .....	3
区画漁業の免許の内容等の事前決定 (漁政課) .....	3
土地区画整理事業の換地処分 (都市整備課) .....	6
事業計画の変更の認可 (下水道課) .....	6
土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所) .....	6
土地改良区役員の就任 (土地改良事務所) .....	7

### 公 告

基幹道路の整備事業の一部完了 (道路建設課) .....	7
都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止 (都市計画課) .....	7
開発行為における公共施設の工事完了 (建築指導課) .....	7
開発行為の工事完了 (6件) (建築指導課) .....	8
道路の位置の指定 (建築指導課) .....	9

### ( 監 査 委 員 )

定期監査の公表.....	9
財政的援助団体等の監査の公表.....	14

## 告 示

茨城県告示第1248号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例題60号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき, 青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成20年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2646	映画	好きもの家系 とろけて濡れる	オーピー映画
2647	映画	母性愛の女 昼間からしたい!	新日本映像
2648	映画	新日本映像ニュース 母性愛の女 昼間からしたい!	新日本映像
2649	映画	AV <sup>あぶ</sup> ない奴ら	アップリンク
2650	映画	浮気相姦図 のけぞり逆愛撫	オーピー映画
2651	映画	桃香クリニックへようこそ	アップリンク
2652	映画	愛人熟女 肉奴隷従縄責め	オーピー映画

## 茨城県告示第1249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成20年9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人 道守会	指定通所介護事業所 あいた	守谷市同地366 - 2	通所介護	平成20年 7月31日
医療法人 道守会	地域リハビリセンター デイケア あいた	守谷市同地360	通所リハビリ テーション	平成20年 7月31日

## 茨城県告示第1250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成20年9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 町に くらす会	訪問看護ステーション K U I N A	ひたちなか市長砂1561 - 5	訪問看護	平成20年 8月1日
医療法人 道守会	訪問看護ステーション あいた	守谷市同地360	訪問看護	平成20年 7月31日

## 茨城県告示第1251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成20年9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人 道守会	ケアサービス あいた	守谷市同地360	居宅介護支援	平成20年7月31日

茨城県告示第1252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の9の規定により告示する。

平成20年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人 道守会	指定通所介護事業所 あいた	守谷市同地366 - 2	介護予防通所介護	平成20年7月31日
医療法人 道守会	地域リハビリセンター デイケア あいた	守谷市同地360	介護予防通所リハビリテーション	平成20年7月31日

茨城県告示第1253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の9の規定により告示する。

平成20年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 町にくらす会	訪問看護ステーション K U I N A	ひたちなか市長砂1561 - 5	介護予防訪問看護	平成20年8月1日
医療法人 道守会	訪問看護ステーション あいた	守谷市同地360	介護予防訪問看護	平成20年7月31日

茨城県告示第1254号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における第1種区画漁業及び第2種区画漁業の免許について、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成20年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 公示番号 茨内区第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 茨城県水戸市松本町墓所下2275番地先  
 (3) 漁場の区域 ため池 (通称 谷中池) 1,655平方メートル

3 制限又は条件

養殖できる魚類は、平成15年 6 月16日茨城県公示第971号で公示した第 5 種共同漁業の免許において漁業の名称に示した魚類及びめだかに限る。

- 4 免許予定日 平成21年 1 月 1 日  
 5 申請期間 平成20年10月20日から同年11月10日まで  
 6 存続期間 平成21年 1 月 1 日から平成25年12月31日まで  
 7 地元地区 茨城県水戸市

1 公示番号 茨内区第 4 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	真珠養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 茨城県稲敷市堀之内地先の小野川

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 1 号 茨城県稲敷市堀之内地先の小野川左岸堤防堤頂屈折点に設置した標柱

- ア 基点第 1 号から 137度30分 350メートルの点  
 イ 基点第 1 号から 150度15分 337メートルの点  
 ウ 基点第 1 号から 174度30分 304メートルの点  
 エ 基点第 1 号から 197度20分 290メートルの点  
 オ 基点第 1 号から 198度00分 247メートルの点  
 カ 基点第 1 号から 173度45分 260メートルの点  
 キ 基点第 1 号から 150度00分 290メートルの点  
 ク 基点第 1 号から 134度30分 310メートルの点

3 制限又は条件

- (1) 船舶の航行を妨げてはならない。  
 (2) 正当な理由がなければ国又は地方公共団体の行う河川工事を拒んではならない。

- 4 免許予定日 平成21年 1 月 1 日  
 5 申請期間 平成20年10月20日から同年11月10日まで  
 6 存続期間 平成21年 1 月 1 日から平成30年12月31日まで  
 7 地元地区 茨城県稲敷市

1 公示番号 茨内区第 5 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	真珠養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 茨城県稲敷市羽生地先の小野川

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 2 号 茨城県稲敷市羽生地先の小野川左岸堤防堤頂における旧桜川村と旧江戸崎町との町村境に設置した標柱

ア 基点第 2 号から 83度20分 161メートルの点

イ 基点第 2 号から 192度40分 261メートルの点

ウ 基点第 2 号から 200度30分 247メートルの点

エ 基点第 2 号から 66度40分 139メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

(2) 正当な理由がなければ国又は地方公共団体の行う河川工事を拒んではならない。

4 免許予定日 平成21年 1 月 1 日

5 申請期間 平成20年10月20日から同年11月10日まで

6 存続期間 平成21年 1 月 1 日から平成30年12月31日まで

7 地元地区 茨城県稲敷市

1 公示番号 茨内区第 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	真珠養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 茨城県稲敷市幸田地先の新利根川

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 5 号 茨城県稲敷市幸田字仕立洲2619番の 1 に位置した標柱

ア 基点第 5 号から 183度50分 14.5メートルの点

イ 基点第 5 号から 174度40分 24.0メートルの点

ウ 基点第 5 号から 249度45分 306.0メートルの点

エ 基点第 5 号から 251度50分 305.0メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

(2) 正当な理由がなければ国又は地方公共団体の行う河川工事を拒んではならない。

4 免許予定日 平成21年 1 月 1 日

5 申請期間 平成20年10月20日から同年11月10日まで

6 存続期間 平成21年 1 月 1 日から平成30年12月31日まで

## 7 地 元 地 区 茨城県稲敷市

## 茨城県告示第1255号

日立市折笠土地区画整理事業については、換地処分があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

平成20年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第1256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 桜川市

2 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画下水道事業桜川市公共下水道

3 事業期間 平成9年12月22日から

平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成17年3月24日茨城県告示第386号（真壁町公共下水道）、平成17年11月17日茨城県告示第1325号（岩瀬町公共下水道）、平成17年11月17日茨城県告示第1326号（大和村公共下水道）及び平成20年3月24日茨城県告示第442号の事業地に、桜川市御領二丁目の全部、西桜川一丁目、西桜川二丁目、西桜川三丁目、御領一丁目、御領三丁目、明日香一丁目、明日香四丁目並びに岩瀬字御領、字十枚内及び字水道並びに真壁町田字松木内、字鍋屋前、字大黒内、字田中前及び字尾無崎並びに真壁町飯塚字十二番耕地の各一部の区域を加える。

## 茨城県告示第1257号

河間土地改良区から平成20年8月21日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（一般・かんがい排水）高島地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成20年9月11日付けで適当と決定したので、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所に異議の申出をすることができる。

平成20年 9月25日

茨城県筑西土地改良事務所長 友 部 謹 厳

1 縦覧に供する書類

高島地区土地改良事業（一般・かんがい排水）計画書の写し

河間土地改良区定款の写し

## 2 縦覧の期間

平成20年 9 月26日から

平成20年10月24日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県筑西土地改良事務所

## 茨城県告示第1258号

那珂市菅谷4456番地 9 に事務所を置く那珂中部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 9 月25日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 川 久 保 隆

## 就 任

職 名	氏 名	住 所
監 事	寺 門 正 行	那珂市古徳591番地
"	和 田 功	水戸市上国井町1164番地

---

**公 告**

---

## 基幹道路の整備事業の一部完了

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成20年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の日
大子町道 3313号線	大子町久野瀬字坊屋敷156番 1 から " 字関平442番 2 まで	道路改良	平成20年 9 月 1 日

## 都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止

水戸・勝田都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する旨を平成20年 9 月11日付け茨城県報第2011号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成20年 9 月19日までになかったため、公聴会の開催を中止する。

平成20年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 日 時 平成20年 9 月26日 (金)

午後 2 時00分から

2 場 所 水戸市中央 1 - 4 - 1

水戸市民会館 102号室

## 開発行為における公共施設の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の公共施設の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成20年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市小羽賀字尊命615番2, 619番2, 622番3, 同番4, 625番2, 626番, 627番, 640番5, 同番6, 字馬場先633番1, 字西ノ谷ツ887番1, 888番2, 羽賀字長宮久保1732番1, 1734番, 字六万部1735番, 1738番1, 同番5, 字西ノ谷1747番1, 1749番1, 1753番, 1756番, 1757番, 1758番, 字宿1789番1, 字駒ケサキ1851番2, 1852番3, 1855番, 1857番, 1858番, 1859番1, 1859番2の各一部

## 2 工事を完了した公共施設

市道 江3518号線

## 3 事業主の住所及び氏名

水戸市笠原町978番25

財団法人 茨城県開発公社

理事長 坂 入 健

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成20年 9月25日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字中畑2910番1, 2910番4, 2911番2, 2915番3, 2916番1, 2917番1, 2918番1, 2918番5の一部, 2910番4地先公衆用道路, 字香取前2921番1, 2921番2, 2921番3, 2921番4, 2921番5の一部, 2922番1, 2922番2, 2922番6, 2923番1, 2923番2, 2923番3, 2923番5, 2925番1

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町一丁目3番1号

三井石油株式会社

代表取締役社長 藤 井 公一郎

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市沓掛字赤木2101番6

## 2 事業主の住所及び氏名

坂東市沓掛2101番地2

有限会社トリプルゼットサービス

取締役 ハン・シャーセブ

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市猫実字粟ノ巣1307番6, 同番7



2 事業主の住所及び氏名

東京都足立区島根四丁目23番22号

株式会社 モンテールバリュー

代表取締役常務 鈴木 智也

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市富谷字岩屋754番5, 757番2

2 事業主の住所及び氏名

桜川市富谷574番地

浦田 仁一, 浦田 英子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町長岡字相ノ田258番1

2 事業主の住所及び氏名

桜川市真壁町上小幡753番地2

吉原 茂

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字沼森字松山下1487番

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区芝浦一丁目1番1号

コスモ石油株式会社

代表取締役社長 木村 彌一

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年 9 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
南総建指令 第253号	平成20年9月10日	根岸 秀生 加藤 弘聖	稲敷郡阿見町若栗 1716番地3 稲敷郡阿見町中央6 丁目9番2号	稲敷郡阿見町大字若栗 字新山1716番10, 1716 番11	メートル 4.00	メートル 21.62

( 監 査 委 員 )

茨城県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年 9月25日

茨城県監査委員 粕 田 良 一  
 同 武 藤 均  
 同 島 崎 英 男

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県精神保健福祉センター	20. 6. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部人事課	20. 6. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部生活衛生課	20. 6. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県計量検定所	20. 6. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸商業高等学校	20. 6. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部廃棄物対策課	20. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁保健体育課	20. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸教育事務所	20. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸第一高等学校	20. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸飯富養護学校	20. 6. 24	財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県消費生活センター	20. 6. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局県中央水道事務所	20. 6. 27	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、経済性に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部行財政改革・地方分権推進室	20. 6. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部危機管理室	20. 6. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県会計事務局	20. 6. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県環境放射線監視センター	20. 6. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター 水戸地域農業改良普及センター	20. 6. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸工業高等学校	20. 6. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局つくばヘリポート管理事務所	20. 7. 1	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県北食肉衛生検査所	20. 7. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸桜ノ牧高等学校	20. 7. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部環境政策課	20. 7. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 教 育 庁 生 涯 学 習 課	20. 7. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 戸 高 等 養 護 学 校	20. 7. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 病 害 虫 防 除 所	20. 7. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 知 事 公 室 秘 書 課	20. 7. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 医 療 対 策 課	20. 7. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 保 健 予 防 課	20. 7. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 義 務 教 育 課	20. 7. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 高 校 教 育 課	20. 7. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 特 別 支 援 教 育 課	20. 7. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 職 員 課	20. 7. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 福 祉 相 談 セ ン タ ー	20. 7. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 戸 第 三 高 等 学 校	20. 7. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 南 地 方 総 合 事 務 所	20. 7. 11	財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 業 局 県 南 水 道 事 務 所	20. 7. 11	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 西 地 方 総 合 事 務 所	20. 7. 15	財務に関する事務の執行は、有効性に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 友 部 病 院	20. 7. 15	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、経営管理及び契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 国 際 課	20. 7. 17	財務に関する事務の執行は、財産に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 用 地 課	20. 7. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 知 事 公 室 女 性 青 少 年 課	20. 7. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 市 町 村 課	20. 7. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 原 子 力 安 全 対 策 課	20. 7. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 中 小 企 業 課	20. 7. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 労 働 政 策 課	20. 7. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 職 業 能 力 開 発 課	20. 7. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 福 利 厚 生 課	20. 7. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 鹿 島 下 水 道 事 務 所	20. 7. 18	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 北 地 方 総 合 事 務 所	20. 7. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 中 央 病 院	20. 7. 23	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、経営管理に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 福 祉 指 導 課	20. 7. 25	財務に関する事務の執行は、財産に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 長 寿 福 祉 課	20. 7. 25	財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 下 水 道 課 ( 一 般 会 計 ・ 特 別 会 計 )	20. 7. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 下 水 道 課 ( 鹿 島 臨 海 都 市 計 画 下 水 道 事 業 会 計 )	20. 7. 25	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 業 局 鹿 行 水 道 事 務 所	20. 7. 25	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、経済性及び契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 管 財 課	20. 7. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 情 報 政 策 課	20. 7. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 業 局	20. 7. 28	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 病 院 局	20. 7. 28	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 統 計 課	20. 7. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 文 化 課	20. 7. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 業 局 県 西 水 道 事 務 所	20. 7. 29	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 業 局 水 質 管 理 セ ン タ ー	20. 7. 30	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 消 防 防 災 課	20. 7. 31	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 観 光 物 産 課	20. 7. 31	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 地 方 総 合 事 務 所	20. 7. 31	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 つ く ば ・ ひ た ち な か 整 備 局 つ く ば 地 域 振 興 課	20. 8. 5	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 つ く ば ・ ひ た ち な か 整 備 局 ひ た ち な か 整 備 課	20. 8. 5	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 子 ど も 家 庭 課	20. 8. 5	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課	20. 8. 5	財務に関する事務の執行は、経済性に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 薬 務 課	20. 8. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 労 働 委 員 会 事 務 局	20. 8. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 厚 生 総 務 課	20. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 林 政 課	20. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 林 業 課	20. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 漁 政 課	20. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 水 産 振 興 課	20. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 事 業 推 進 課	20. 8. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 住 宅 課	20. 8. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 総 務 課	20. 8. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 財 務 課	20. 8. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 企 画 広 報 室	20. 8. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 財 政 課	20. 8. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 水 ・ 土 地 計 画 課	20. 8. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 都 市 計 画 課	20. 8. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 地 域 計 画 課	20. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 空 港 対 策 課	20. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 環 境 対 策 課	20. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 農 産 課	20. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 園 芸 流 通 課	20. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 畜 産 課	20. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 肥 飼 料 検 査 所	20. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 戸 養 護 学 校	20. 8. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 生 活 文 化 課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 産 業 政 策 課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 産 業 技 術 課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県農林水産部農地局農村計画課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農地局農地整備課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農地局農村環境課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 河 川 課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 港 湾 課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、財産に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局都市整備課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局公園街路課	20. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 検 査 指 導 課	20. 8. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農政企画課	20. 8. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農業経済課	20. 8. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 企 画 課	20. 8. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 道 路 建 設 課	20. 8. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 道 路 維 持 課	20. 8. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局建築指導課	20. 8. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 警 察 本 部	20. 8. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 人 事 委 員 会 事 務 局	20. 8. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 監 査 委 員 事 務 局	20. 8. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 知 事 公 室 広 報 広 聴 課	20. 8. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 総 務 課	20. 8. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 税 務 課	20. 8. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 監 理 課	20. 8. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 営 繕 課	20. 8. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 議 会 事 務 局	20. 8. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

茨城県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第

9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年 9 月25日

茨城県監査委員 粕 田 良 一  
 同 武 藤 均  
 同 島 崎 英 男

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城 県企業公社	20. 7. 16	平成19年度	[出資金] 県出資金 30,000,000円 (基本金) 40,000,000円	出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部茨城県済生 会	20. 7. 23	平成19年度	[公の施設指定管理委託] 茨城県立こども病院指定管理事業 3,236,077,696円	公の施設指定管理委託に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)